

○越谷市都市計画審議会条例

平成 12 年 6 月 30 日
条例第 34 号

越谷市都市計画審議会条例(昭和 44 年条例第 35 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、越谷市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、同条第 3 項の規定に基づき、審議会の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 6 人以内
- (2) 市議会の議員 6 人以内
- (3) 関係行政機関又は県の職員 3 人以内
- (4) 市の住民 3 人以内

2 委員の任期は 2 年とし、再任することを妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のあるものにつき委嘱された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、専門又は特別の事項を調査させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会から付託された事項について調査を行う。

3 専門部会の委員は、審議会の委員、臨時委員及び専門委員のうちから審議会の会長が指名する。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名する委員若干人をもって組織する。

3 第5条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会、専門部会及び常務委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門部会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年10月8日から施行する。

附 則(平成23年条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 略